

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第42号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に掲げる歳入金（第14号に掲げる手数料にあっては、歳入歳出外現金）」を「口頭、掲示その他の方法により納入の通知をする歳入金等」に改め、「それぞれ当該各号に定める場所において」を削り、「使用する」の右に「ことができる」を加え、同条各号を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 出納員又は区出納員（以下「出納員等」という。）は、その収納権限に係る歳入金等の収納のため、前項の規定による金銭登録機の使用を開始しようとするときは、あらかじめ、当該歳入金等及び当該出納員等の職名を会計管理者に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定による金銭登録機の使用を開始した歳入金等について収納権限を有する出納員等は、当該歳入金等の徴収について金銭登録機の使用を廃止したとき、又は前項の規定により報告した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を会計管理者に報告しなければならない。

第3条第1項中「出納員又は区出納員（以下「」及び「」という。）」を削り、「前条の規定」を「金銭登録機」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者がこれにより難いと認めるときは、別に定める領収証の交付をもってこれに代えることができる。

第3条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用している金銭登録機は、この規則の施行の日に、この規則による改正後の京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則第2条第1項の規定による使用を開始したものとみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、同条第2項中「開始しようとする」とあるのは「開始した」と、「あらかじめ」とあ

るのは「その使用を開始した日から起算して1月以内に」とする。

(会計室)